

# 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を 導入しないよう求める請願

## 請願趣旨

政府は、「学校における働き方改革」として公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しようとしています。

「1年単位の変形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度です。しかし、1日平均11時間17分の勤務を行っている学校の現状（厚生労働省「2018年度過労死等防止対策白書」より）を考えれば、時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはつながりません。

とりわけ、授業のある期間が「繁忙期」とされ、所定の勤務時間が1時間～2時間延長されることは重大です。「8時間労働」の原則がこわされ、長時間の勤務が強制されることは、教職員のいのちと健康にかかわる問題です。同時に、ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことがいっそう困難となり、ゆきとどいた教育をすすめることが難しくなってしまいます。

さらに、終業時刻が遅くなることで、授業準備などの業務が遅い時間帯にまわされ、退勤が今よりも遅くなってしまふことが懸念されています。育児や介護等、さまざまな事情をかかえながら勤務する教職員から「こんな制度が導入されたら、働き続けることができないかもしれない」という声が上がっていますが、教職員の誰もが同様の不安をかかえています。

労働基準法は「1年単位の変形労働時間制」導入の条件の一つに労使協定の締結を規定しています。ところが、政府は、これほど問題のある制度を、労使の協定ではなく、地方自治体の条例等によって実施させようとしています。これは、労働者保護の観点からあってはならないことです。

教職員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを請願します。

## 請願項目

### 1. 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと

氏名	住所（〇〇県△△市□□町〇〇-〇〇 番地までお書き下さい）

※記載された氏名・住所は、この署名以外には使用しません。

全日本教職員組合・教組共闘連絡会

連絡先 TEL：03-5211-0123 FAX：03-5211-0124  
E-mail：zenkyo@educas.jp

取り扱い